

株式会社 ハーネス

ヘルパーステーション こころね石狩 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ハーネスが開設するヘルパーステーションこころね石狩（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 一 指定訪問介護の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 二 訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 三 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 四 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
(令和6年3月31日までは努力義務)

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヘルパーステーション こころね石狩
- 二 所在地 石狩市花川北3条3丁目13-1（ココロホーム石狩病院前1階）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(※ 管理者がサービス提供等を兼務する場合には、その職種を明記し、「管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも福祉サービスの提供に当たるものとする」とする。)

二 サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する福祉サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

三 訪問介護員 常勤換算2.5人以上(サービス提供責任者含む)

訪問介護員は、居宅介護計画、重度訪問介護計画に基づき、福祉サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から翌1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(主たる対象者)

第6条 事業所の主たる対象者は以下の通りとする。

居宅介護 : 身体障害者(肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害、
細分なしの別)

知的障害 精神障害者 難病等対象者 障害児

重度訪問介護 : 肢体不自由者 行動障害を有する者

(事業の内容)

第7条 事業所が提供する事業の内容は、次のとおりとする。

一 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成

二 身体介護に関する内容

① 食事の介助

② 排泄の介助

③ 入浴の介助

④ 通院介助(身体介護を伴う場合)

⑤ その他日常生活を営むために日露な身体の介護

三 通院等乗降介助

四 家事援助に関する内容

① 調理

- ② 洗濯
- ③ 掃除
- ④ 通院介助（身体介護を伴わない場合）
- ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事の援助

五 生活等に関する相談及び助言

六 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する障害者に対して、当該障害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、外出時における移動中の介護を行う

七 その他の生活全般にわたる援助

（支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等）

第8条 指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した時は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

二 法定代理受理を行わない指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供したときは、支給決定障害者等から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

三 前2項の支払いを受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護及び指定重度訪問介護を行う場合には、支給決定障害者等から、それに要した交通費の額（移動に要する実費）の支払いを受ける事が出来るものとする。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を受けることができるものとする。

- ① 事業所から、片道5km未満 0円
- ② 事業所から、片道5km以上 300円

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、石狩市花川北、花川南、樽川、花畔、札幌市西区、中央区、北区、手稲区の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 訪問介護員等は、福祉サービスを実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情への対応等)

第11条 提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

二 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

三 提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文章その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

四 指定した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関し、法の定めるところにより、知事が行う報告若しくは指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供の記録、帳簿その他の物件の提出若しくは支持の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び

利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

五 社会福祉法第83条に規定する運営適正委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

二 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

三 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

四 他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文章により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 苦情解決体制のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第14条 事業者は、事業の実施に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

・委員会の開催 年1回以上

（2）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（3）身体拘束等の適正化のための研修の実施

・採用時研修 採用後3カ月以内

・継続研修 年1回以上

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護・札幌市訪問介護相当型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1カ月以内

二 継続研修 年2回以上

2 職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を当該指定居宅介護及び当該指定重度訪問介護の提供した日から5年間保存する。

3 利用者に対する指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した日から5年間保存する。

4 事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境とする。また、利用者やその家族からのカスタマーハラス

メントについても適切な対応に努める。

- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社 ハーネス 代表取締役
村林寛昭と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。